

徳島県告示第百六十一号

次のとおり特定農業用ため池の指定を解除したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 1 指定解除年月日

令和五年十月十九日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
水神池	勝浦郡勝浦町大字生名字平野七六

二 1 指定解除年月日

令和五年十月三十一日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
二軒家池	鳴門市瀬戸町明神二軒家六七

三 1 指定解除年月日

令和五年十二月二十日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
井関	阿南市宝田町井関一四八番